

(2) 在宅療育指導の方法と体制の確立に関する研究

—家庭奉仕員制度を中心として—

小林 育子

(大和学園女子短期大学)

井門 敏子

(同)

大槻 久子

(よこいとグループ)

はじめに

心身障害児の在宅対策は、医療、教育、福祉の三側面からさまざまなアプローチが試みられ、その内容の拡充はめざましいものがある。しかしその発展につれて、従来なかった新たな問題が提起されつつある。とりわけ訪問指導（あるいは訪問による家庭援助）には検討すべきことがらが山積している。即ち、福祉サイドからは社会福祉主事、児童福祉司、精神薄弱者福祉司、身体障害者福祉司、民生委員、家庭奉仕員等が訪問し必要なサービスを行っており、また、医療サイドからは保健婦等の指導があり、教育サイドからは訪問教師の派遣がある。さらにこれらの領域にとらわれないボランティア活動もある。ある家庭にはこれらの職種の重複サービス（家族や障害児のニーズに即してではなく）が行われる反面、ある家庭にはどの職種も訪れないという現象が起っている。地域によっては、たまたま訪問した職種が他の職種がすべき役割をも引き受けねばならず、専門性をこえた多様な能力を必要とする場合がある。一家庭に多職種の訪問指導が行われている場合、職種間の連絡体制がうまくとられていることは稀少である。このような現状を再検討することによって、すべての在宅心身障害児とその家族に適切なケアを行うことがのぞまれる。

研究目的

のぞましい療育指導体制を考察する手がかり

りとして、訪問指導体制の現状把握が必要と思われる。前述の通り、訪問職種は多様なので本研究は心身障害児の家庭奉仕員をとりあげ、その職種を通して現行の訪問指導体制を考察してみたい。以下家庭奉仕員を一般によび慣らわされるホームヘルパーとよぶこととする。ホームヘルパーをとりあげた理由は

1. 訪問援助職種として最も歴史が新しくかつ家庭の強い要望によって設置されたものであること、
2. 他の訪問職種に比べて業務内容が多様であり、教育、医療、訓練等の領域の体制の不足を肩代りしている傾向が顕著にみられること等である。

研究方法

過去2年にわたって各種の障害児親の会およびホームヘルパーの研修会等に参加し、問題の概要を把握していた。具体的な研究方法としてはホームヘルパー制度の現状に関する2種の調査票を作成した。その1はホームヘルパーを対象とし、2は親(家庭)を対象とした。調査方法は、1については全国心身障害児福祉財団の主催する研修会に参加したホームヘルパーをキーパーソンとして、全国各地の実態を集められるよう配慮し、2については親の会の組織を通して各種の障害児家庭にわたるよう配慮した。また調査票の作成にあたっては現職のホームヘルパーの意見を求めた。回答を得たのはホームヘルパー174名、ホームヘルプサービスを受けている親155名、サービスを受けていない親131名であった。

調査結果

1. ヘルパーの所属機関

福祉事務所	94
社会福祉協議会	50
その他*	21
無記入	9
計	174

* 市町村、福祉センター、肢体不自由児協会など

2. ヘルパーの年齢

20才代	15
30才代	32
40～44才	55
45～49才	39
50才代	26
60才以上	2
無記入	5
計	174

3. ヘルパーの業務内容

各ヘルパーが、担当家庭で行っている業務全般の内容および量を知るために、調査表1にみられるような質問を試みた。その結果の詳細については、別表1を参照されたい。観察された主な傾向は、以下のとおりである。

- 1) 家事に関しては、掃除、洗たく、炊事より、くすりとり、銀行などの代筆代行、買物、病院同行など、外出を伴う作業の方が、多く行われている。
- 2) 障害児の介護に関しては、更衣、食事、排泄の介助が多く、これは対象の性質上、当然と考えられる。ほかに多いのは、あそびの相手である。勉強、しつけをめぐる援助の量は、相対的に低い。
- 3) 相談、助言指導では、すべての項目において、「やった、か」「やらない、をうまわっているが、とくに、年金・手当の手続きに関する相談を多く行っている。

調査表2に示すように、親に対しても同様の質問を試みたので、その結果をまとめると、次のようである。(詳細は別表2に記載)

- 1) サービスをうけた家庭(過去に利用したことのある家庭を含む)において、ヘルパーにとくに多くたのんだ仕事は、あそびの相手、るす番、排泄介助、掃除などである。
- 2) サービスをうけたことのない家庭では、もしたのむとすれば、とくにたのみたい仕事として、あそびの相手、更衣、排泄の介助訓練、るす番などをあげている。
- 3) サービスをうけた家庭の1/3が、年金・手当の手続きに関する相談・助言の援助をうけている。しかし、他の相談・助言指導はあまりうけておらず、サービスをうけていない家庭でも、相談・助言は、あまり期待していない。

この両者の回答については、対象決定の際のずれ、すなわち、ヘルパーは、地域的に、郡部にもまたがっているのに対し、親は、都会にやや偏在して選ばれた傾向があること、および、調査票記入方法における若干のくいちがい、による影響を考慮に入れなければならない。

しかしながら、次のようなことが、両者に共通して、みとめられる傾向である。

- 1) 障害児のあそびの相手が、ヘルパーの重要な仕事のひとつとなっている。
- 2) 家事作業の中では、買物、くすりとり、病院同行、るす番など、つまりヘルパーか親かいずれかの外出に伴う仕事の割合が大きい。
- 3) 相談・助言指導では、年金・手当手続きに関するものが多い。

以上のうち、われわれはとくに、1)の事実注目した。こどもにとってあそびのもつ意味の大きく重要であることはいうをまたない。まして障害をもつこどものために、あそびを通してその心身の発達の促進を助けるためには、細密な観察力、忍耐力、創意工夫などを必要とする。さらに、病名、症状多種多様である事実が、あそばせかたを一層難しくする。ヘルパーのあそばせかた如何によっては、

それはあそび即教育、訓練ともなれば、単なる時間つぶしに近いものともなろう。意欲あるヘルパーは、この面の研究について強い学習意欲をもっていることは、研修の内容に関する質問において、‘障害児のあそびせかた。を希望する数が多かった事実によって立証されている。

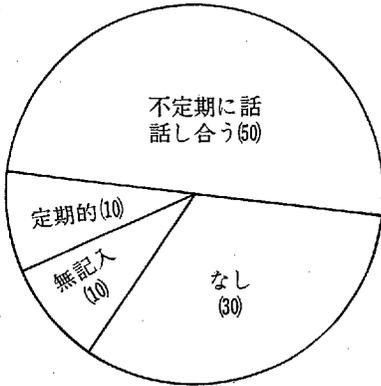
もっとも、これらの傾向が、即親がヘルパーに求めている仕事とはいい切れない。あくまでも現行の限られたヘルパーの訪問時間の中で行われている業務であり、親の側では、もっと多様なニーズをもっていることは、後述の通りである。

㊦ヘルパーが今後うけたい研修項目としてあげたものの1位が‘障害児の家庭介護、2位が‘障害児のあそびせかた。である。

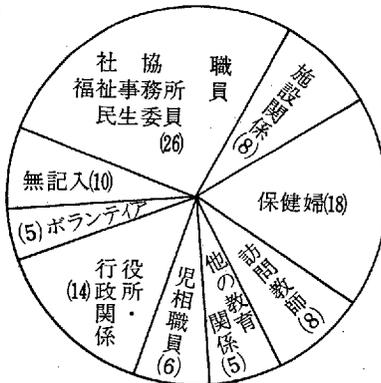
4. 他の関連職種との連絡体制

療育に携わる他の関連職種とヘルパーとの

1)



2)

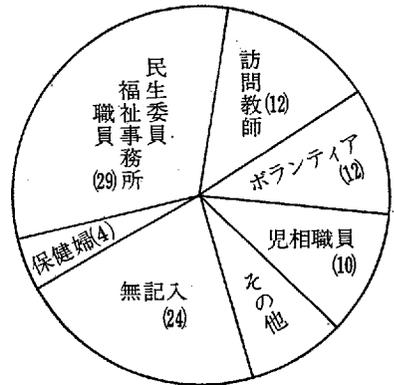


間の 1) 相談、打ち合わせの機会のもちかた、と 2) どの職種との間が多いか、について質ねた結果を下に図表化した。

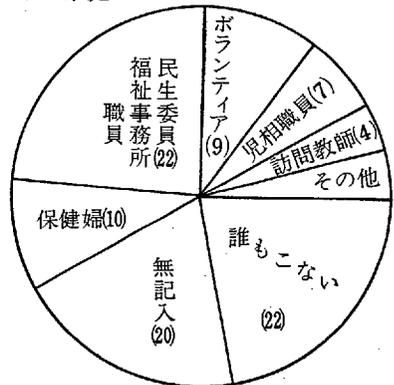
不定期の話し合いをもつものももっとも多く、その相手は1/4が福祉事務所、社協、民生委員であり、1/4が保健婦で、他の職種は少ない。また、全く話し合いの体制をもたぬものが30%に及んでいる。

つぎに、参考までに、家庭を訪れるヘルパー以外の職種及び人々について、親に質ねた結果をまとめると、以下の如くなる。

1) ホームヘルパーサービスを利用している家庭、利用したことのある家庭



2) ホームヘルパーサービスを利用したことのない家庭

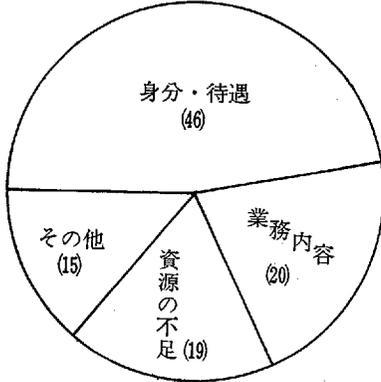


5. ヘルパーの要望

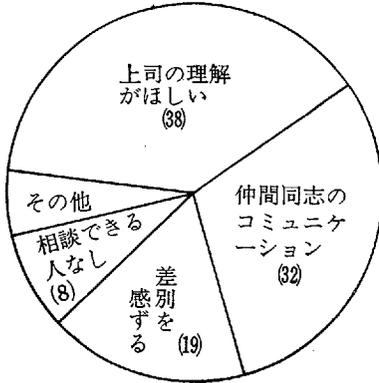
ヘルパーが、日常の業務を遂行する上で、1) 制度的に問題と考えること、2) 職場内で感ずる問題 3) 派遣先の家庭でぶつかる困難について、自由記入による回答を求め、

調査者がそれを分類集計し、つぎのような結果を得た。なお、自由記入方式のためと思われるが、回答率は、いずれも50%前後であった。

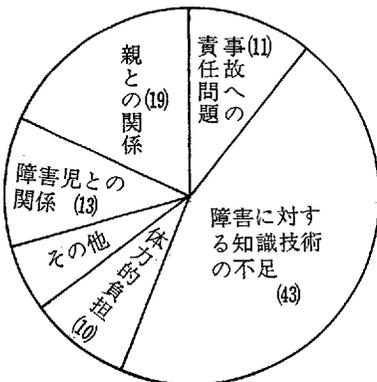
1) 制度上



2) 職場で



3) 障害児家庭で



1) 身分の安定化、明確化、および待遇の改善への要望がもっとも強い。次に、業務内容の改正を求める意見が多く、これは具体

的には、たとえば、「絶対多数の老人ヘルパーの中で、はみ出したような形の心身障害児ヘルパーの役割を、もっとはっきりさせてほしい」というような意見となっており、この児ヘルパーのマイノリティー意識は、2)の職場内での差別感、奉仕員同士のコミュニケーションの欠乏への不満ともなっており、

2) 3) ひとくちに、障害児とか障害児家庭といっても、実際にはその状態は、まさにケース・バイ・ケースで異なっている。そのような多種多様な現場に直接入りこんで仕事を行わなければならないのが、ホーム・ヘルパーである。しかも、そこには老人、成人身障者を対象とする場合と異なり、第三者の親が介在することが、場合によっては、業務の質、とりわけ人間関係を一層複雑にする。しかも、現在では、採用時の新任訓練、現任訓練ともに不十分である。このような情勢の中で、多くのヘルパーが、適切な指導、助力をいかに強く求めているかを、2) 3)の図表は如実に物語っているといえよう。

こうしたヘルパーの現状への不満は、今あなたが、この業務を続けていく上で、とくに希望するものは何ですか、という選択的回答を求めた質問への答えに、明確に反映されている。もっとも多く選択された五項目は、次のものである。

- 1) ヘルパーの専門性を高めるようにしてほしい。
 - 2) ヘルパーの身分、待遇を高めるようにしてほしい。
 - 3) 指導中におこり得るいろいろの事故や傷害に対する保障を考えてほしい。
 - 4) 自分たちの仕事に対して、もっと上司の理解がほしい。
 - 5) 派遣開始前に、ヘルパーの仕事や役割について、家族にオリエンテーションを十分してほしい。
- また、調査票の最後の、自由意見記入欄

に、第一にあげられた要望は、

ヘルパーの資質を高めるために、もっと研修の機会を多く設けてもらいたいというものであった。

6. 親（家庭）のヘルパー制度に対する要望

親の側の要望をとりあげるにあたって、まず、親がヘルパーをたのんだ理由を、みてみたい。下の表に示す通り、家庭の側の人手不足による申請がもっとも多い。

家事に手がまわりかねる	}	83
家族の病気、事故		
母親の妊娠・出産		
家族がつかれた		
障害児が二人以上いる		
ための親戚がない		
離婚		
訓練・指導をたのみたい		38
福祉事務所・役所のすずめ		42

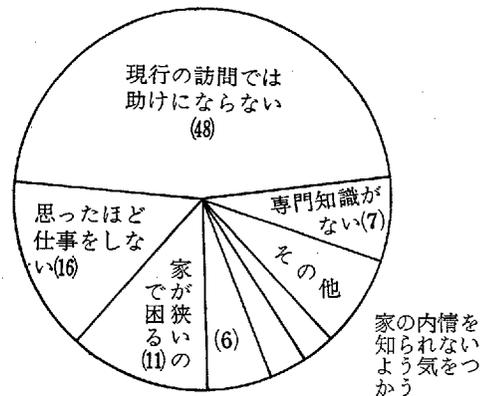
家族の健康回復	}	11
こどもの手のかかり工合がへった 人手がふえた		
訪問教師がくるようになった		1
派遣をうち切られた		1
とくに役立つことがない		1
うまくないことがあった		2
その他		14
無記入		11

利用をやめた家庭に対して、その理由を質ねて得た回答数をもても、右のように、家庭の人手不足の解消乃至緩和によるものが多い。

次に、ヘルパーをたのんで困ることとして親が一位にあげていることは、現行の訪問体制への不満である。

（調査対象となった家庭へのヘルパーの訪問回数は、週1回59%、週2回25%、月1～2回5%であり、ヘルパーの在宅時間は、2時間40%、半日25%、一日18%となっている。平均週1回2時間の訪問では、前述したような、家庭の側のニーズを充たし得ないことは、容易に推測できる）。

さらに、これを裏づける資料として、調査



票2の、最後の自由意見記入欄に親が記した意見の43%が、この現行体制への不満、改善への要望で占められており、その内訳は、以下の通りである。

- 定期でなく、必要な時に来てもらいたい。
- 訪問時間を長くしてほしい。
- 訪問回数をふやしてほしい。
- ヘルパーを、もっと増員してもらいたい。

これらの意見に次いで、親が求めているものは、ヘルパーの資質の向上であり、全体の29%を占めている。その内訳をみると、ヘルパーの要望にみられるような専門性の向上、専門的知識・技術の充実も望んでいるが、それを上まわる期待が、個々のヘルパーの全人格的側面にかけているのである。具体的にあげれば、「もっとこどもをよくみてほしい」、「休みが多い」、「客をよび入れる、等であり、反対に、親が感謝しているヘルパーの人格像は、「よい相談相手」、「こどもが楽しみにしている」、「人間性あふれる真面目な人、」なのである。

考 察

1. ヘルパーの役割と業務内容の明確化

心身障害児家庭におけるホームヘルパーの役割は、業務内容の項で検討した「留守番」、「あそびの相手、にみられる如く、親が日常行っている養育機能を一時的に代行したり、

教育・訓練関係職種の不足を補う役割を果たしていることが多い。親の側のニーズとしてもそのような役割をとることを期待している傾向がある。心身障害児家庭では家事を処理する機能は失われていない。このことは必然的に老人家庭におけるホームヘルパーが家事サービスをより多く求めるのに比べて心身障害児ヘルパーの業務内容は質的に異なるものがあることを示している。もとより障害児家庭のニーズは多様であり、すべての家庭がヘルパーに療育機能を求めているわけではない。障害児の年齢が高くなるにつれて、身近の世話に援助を必要とする家庭も多くなっている。心身障害児家庭におけるホームヘルパーの役割は、近接領域の施策のあり方および職種の機能のしかたによっても多くの影響を受ける。特に親の病気、事故等の際の障害児の緊急一時保護体制のあり方とホームヘルパーの役割・機能は今後密接な関係をもつものと思われる。そこで現行の老人家庭奉仕員を基準とした業務要綱は改善すべき問題をもっている。

2. ヘルパーの質の向上—研修とスーパービジョン—

上記のような役割を遂行するには対象となる児童についての適切な知識と技術を必要とする。現行の制度では採用時にこれらの配慮がなされないだけでなく、現任訓練さえも不十分である。さらに加えて日常の業務遂行に必要なスーパーバイザーもいない。このことは障害の重い児童の場合、生命の危険にも直結し、ヘルパーの大きな精神的負担となっている。またそのことを憂慮する家庭はヘルパーにまかせられないと考えて制度を活用しないでいる。

ホームヘルパー制度を利用しない親の理由としてできるだけ自分の力でやりたいという者が多いが、その背後にこのような理由がひそんでいる場合も多い。現在のヘルパーについて、親の側の評価は必ずしも高くはないからである。このような問題を解決するひとつ

の手がかりとして、従来の児童福祉施設を地域センターとして開放し、ヘルパーの現任訓練、スーパービジョンを行うことによって福祉事務所と有機的に機能し合うというような考えも、可能なのではなからうか。

3. 現行体制の改善

現行の制度では、概ね、ヘルパーの派遣は週1回、約2時間、しかも週日に限られている。このような制約の中では、障害児家庭の真のニーズに即応することはできない。母親の病気回復後までいてほしいとか、2時間では病院のくすりとりも間に合いかねるという声は、既によく耳にすることである。ヘルパーの派遣に所得制限を行っている地域が都市部に多いが、これについても多くの異論がある。ホームヘルパー制度を、家庭のニーズに即応させるならば、派遣対象、回数、時間、休日派遣、夜間派遣などの問題が出てくる。公務員あるいは、それに準じた職種としてのホームヘルパー制度では解決できない種々の問題があることは容易に考えられる。そこで、現在いくつかの地域で活躍している。たとえば肢体不自由児協会の民間ヘルパーのようなボランティア・ヘルパーの養成を、より積極的に推進することも必要と思われる。

4. 身分・待遇の改善

2で述べたヘルパーの質の向上、指導体制の確立は、ホームヘルパーの身分、待遇の改善と密接な関係がある。別表3にみる通り、地方自治体によって同一の労働に対し全く差の著しい待遇が与えられている。またホームヘルパーの役割、業務内容を理解しないままに低い身分を与え、働く意欲を喪失させている場合も少なくない。このことは、かつて保母を「子守り」と考え、低い身分と待遇を与え、低水準の保育を行ってきたことと相似している。大都市では、公務員として位置づけられているヘルパーが多い傾向があるが、この面でのより強力な行政指導が望まれる。

別表1 ヘルパーの業務内容

() %

A		項目		家族と一緒にやった		ひとりでやった		やった合計		やらない	
1	掃除	a 屋敷の内外他 b そ の 他 c の 他		16 12 3	31	169 67 77	313	185 79 80	344 (58)	41 106 99	246 (42)
2	洗たく	a 洗たく機 b アプレッ c 補修		11 0 7	18	126 31 123	280	137 31 130	298 (53)	61 138 64	263 (47)
3	食事	a 準備 b 調理 c 片づけ		12 3 10	25	68 84 114	266	80 87 124	291 (54)	94 90 65	249 (46)
4	買い物			5	5	139	139	144	144(71)	60	60(30)
5	整理	a 衣・ふとん b 棚・押入		14 5	19	109 54	163	123 59	182 (50)	67 116	183 (50)
6	病院同行			41	41	84	84	125	125(66)	64	64(34)
7	くすりとり			2	2	139	139	141	141(73)	51	51(27)
8	代筆代行			4	4	138	138	142	142(73)	53	53(27)
9	応待	a 電来 b 話客		2 7	9	87 65	152	89 72	161 (47)	87 98	185 (53)
10	る番す	a 児家 b 族		5 22	27	166 61	227	171 83	254 (64)	43 97	140 (36)
B		項目		家族と一緒にやった		ひとりでやった		やった合計		やらない	
1	排泄	a トイレ b 便器 c おむ d 生理		16 9 22 6	53	65 61 108 20	254	81 70 130 26	307 (51)	95 105 73 89	362 (61)
2	食事			26	26	108	108	134	134(68)	64	64(32)
3	入浴更衣	a 風呂 b 洗面部		21 23	44	32 66	98	53 89	142 (40)	125 87	212 (60)
4	身り廻	a 髪 b 日 c そ d 光の浴他		14 13 8	35	90 126 40	256	104 139 48	291 (53)	75 55 123	253 (47)
6	しつけ	a 食事排泄 b 更衣 c 生理		35 20 25 3	83	87 71 55 12	225	122 91 80 15	308 (55)	66 84 91 14	255 (45)
7	訓練	a ことば b 手マッサー		27 26 14	67	87 91 64	242	114 117 78	309 (57)	69 70 93	232 (43)
8	あびそ	a 室内 b 戸内外		13 9	22	121 93	214	134 102	236 (63)	59 82	141 (37)
9	勉強			6	6	92	92	98	98(57)	77	77(43)
10	その他			4	4	33	33	37	37(22)	128	128(78)
C		項目		やった		やらない					
1	医療・訓練			141	141(60)	92	92(40)				
2	教育・生活指導			147	147(75)	50	50(25)				
3	施設入所	a 相談 b 同行		152 83	235 (63)	44 96	140 (37)				
4	年手金当	a 相談 b 同行		181 157	338 (82)	32 42	74 (18)				
5	家庭内の問題			128	128(67)	64	64(33)				
6	関係者との間			90	90(48)	97	97(52)				
7	仲間との交流			117	117(63)	69	69(37)				
8	今後の方針			101	101(69)	45	45(31)				
9	その他			18	18(50)	18	18(50)				

別表2 親がヘルパーにたのんだ仕事

()%

	ホームヘルパー制度の利用者		利用していない者		合 計			
	たのんだ	たのまない	たのんだ	たのまない	たのんだ	たのまない		
A	1 掃除	a b c 屋敷の内外	59	104	33	100	92(31)	204(69)
	2 洗たく	a b c 洗ア補 イロ	50	115	26	103	76(26)	218(74)
	3 食事	a b c 準備あ と片づ	29	134	28	59	57(23)	193(77)
	4 買物		32	123	15	113	47(17)	236(83)
	5 整理	a b 衣・ふ 棚・押 とん入	9	147	7	122	16(6)	269(94)
	6 病院同行		31	114	39	89	70(26)	203(74)
	7 くすりとり		35	120	14	111	49(17)	231(83)
	8 代筆代行		13	142	1	126	14(5)	268(95)
	9 留守番		89	66	51	77	140(49)	143(51)
	10 その他		26	129	16	111	42(15)	240(85)
B	1 排泄	a b c d ト便お生 イむ	63	92	59	68	122(43)	160(57)
	2 食事		26	129	33	96	59(21)	225(79)
	3 入浴	a b 風清 全一	13	142	32	97	45(16)	239(84)
	4 更衣	a b 髪日そ 光の	28	127	53	75	81(29)	202(71)
	5 身の廻り	a b c 食排更生 と	27	128	43	77	70(25)	205(75)
	6 しつけ	a b c d と マッサー	27	128	39	88	66(23)	216(77)
	7 訓練	a b c と マッサー	41	114	58	70	99(35)	184(65)
	8 あそび	a b 室内 内外	100	55	86	44	186(65)	99(35)
	9 勉強		14	141	15	112	29(10)	253(90)
	10 その他		15	140	6	121	21(7)	261(93)
C	1 医療・訓練		26	129	22	105	48(17)	234(83)
	2 教育・生活指導		28	127	29	99	57(20)	226(80)
	3 施設入所相談		20	135	24	103	44(16)	238(84)
	4 年金手当相談		52	103	5	122	57(20)	225(80)
	5 家庭内の問題		12	143	7	120	19(7)	263(93)
	6 今後の方針		17	138	21	107	38(13)	245(87)
	7 その他		1	154	4	124	5(2)	278(98)

別表3 ホームヘルパーの身分、待遇

S.50. 9

ブロック別	身分	給料	ボーナス S.49年	年休	通勤費	行政研修	
						新人	現在
東北地方	非常勤	5-6万	4.2%	9日	なし	なし	1
〃	〃	6-7〃	なし	3〃	なし	なし	1
〃	嘱託	5-6〃	なし	20〃	不足	なし	1
〃	非常勤	5-6〃	なし	なし	なし		2
〃	〃	7-8〃	2万	20日	なし		1
〃	〃	5-6〃	なし	なし	なし		1
〃	〃	6-7〃	なし	なし	なし	1	なし
関東甲信越	非常勤	6-7〃	12.6万	なし	なし	なし	2
〃	公務員	10万以上	39〃	20日	あり	なし	2-3
〃	〃	10万	65〃	20日	あり		4
〃	〃	10万	63〃	20日	あり	なし	1
〃	〃	10万以上	5.5ヶ月	20日	あり	なし	1
中部地方	非常勤	5-6万	7万	なし	あり	なし	なし
〃	嘱託	7-8〃	7万	20日	なし	なし	なし
〃	〃	7-8〃	3〃	20日	あり		1
〃	非常勤	6-7〃	7〃	6日	なし	なし	なし
〃	嘱託	9-10万	35〃	20日	あり	なし	なし
〃	常勤	6-7〃	12〃	10〃	なし	なし	なし
〃	公務員	5-6〃	11.5〃	20日	あり	1	なし
関西地方	公務員	6-7〃	3.8ヵ月	20日	なし	2	なし
〃	嘱託	6-7〃	6%	なし	なし	なし	なし
〃	非常勤	6-7〃	19万	なし	なし	1	なし
〃	公務員	5-6〃	19万	20日	なし	なし	2
〃	非常勤	7-8〃	なし	なし	なし		1
中国、四国地方	非常勤	6-7	3.5%	なし	なし	なし	
〃	常勤	5-6〃	30ヵ月	12日	なし	1	3
〃	非常勤	6-7〃	15.6万	なし	なし	なし	
〃	非常勤	7-8〃	18万	あり(不明)	なし	あり	なし
〃	公務員	7-8〃	25万	10日	あり	なし	あり
〃	〃	6-7〃	27万	20日	あり	なし	あり
〃	非常勤	7-8〃	なし	あり(不明)	あり	あり	〃
〃	非常勤	6-7	14万	〃	なし	30時間	なし
九州地方	非常勤	5-6〃	なし	6日	なし	なし	なし
〃	嘱託	6-7〃		10日	なし	なし	なし
〃	非常勤	5-6〃	1.5万	7日	あり		2
〃	公務員	5-6〃	21万	20日	なし	なし	10
〃	非常勤	5-6〃	16.5〃	5日	なし		2
〃	非常勤	5-6〃	17.5〃	なし	なし	あり	なし
〃	非常勤	7-8〃	なし	なし	なし	なし	あり
〃	嘱託	7-8〃	12.5〃	12日	なし	1	あり

上の表は同年全国心身障害児指導者研修会参加者個人記載のもの

Ⅰ ホームヘルプサービス以外の業務

1. 研修場所（社務・福祉事務所）での研修打合せ
 - a 多量
 - b 定期
 - c なし
 - d 不定期
 - e 無し
2. 他の関係機関との話し合い
 - a 多量
 - b 定期
 - c なし
 - d 不定期
 - e 無し
3. 2-a・bの方はどの機関との話し合いですか

Ⅱ 研修および研究について

1. これまでに行われた研修成果（者）に例する研修の回数
 - a 回数
 - b 定期・不定期
 - c 定時時間（年）
 - d その他
2. 実施したところ
 - a 福祉研修所
 - b ヘルパー協会
 - c 日赤
 - d その他
3. 次の各項目のうちこれまでに研修を受けたものは○をして下さい。
 - a 社会福祉
 - b 社会福祉
 - c 児童福祉
 - d 母子福祉
 - e 精神衛生
 - f 保健教育施設
 - g 心身障害児の療育と福祉
 - h 精神障害児の療育と福祉
 - i 身体障害児の療育と福祉
 - j 自閉症について
 - k 障外園の心身障害児対策
 - l 外国のホームヘルプ・制度
 - m カウンSELINGの技術
 - n レクリエーションについて
 - o レクリエーションの方法
 - p 障害児のあそびせせ方
 - q 障害児(者)の保護介護について
 - r 家庭看護法
 - s 救急法
 - t ケース研究
 - u 家庭指導
 - v 施設見学
 - w 施設実習
 - x 成字・写原の方法
 - y その他
4. 自己研修について
 - a 公認研修所
 - b 研修所
 - c 研修所
 - d 研修所
 - e 研修所
 - f 研修所
 - g 研修所
 - h 研修所
 - i 研修所
 - j 研修所
 - k 研修所
 - l 研修所
 - m 研修所
 - n 研修所
 - o 研修所
 - p 研修所
 - q 研修所
 - r 研修所
 - s 研修所
 - t 研修所
 - u 研修所
 - v 研修所
 - w 研修所
 - x 研修所
 - y 研修所
 - z 研修所
 - aa 研修所
 - ab 研修所
 - ac 研修所
 - ad 研修所
 - ae 研修所
 - af 研修所
 - ag 研修所
 - ah 研修所
 - ai 研修所
 - aj 研修所
 - ak 研修所
 - al 研修所
 - am 研修所
 - an 研修所
 - ao 研修所
 - ap 研修所
 - aq 研修所
 - ar 研修所
 - as 研修所
 - at 研修所
 - au 研修所
 - av 研修所
 - aw 研修所
 - ax 研修所
 - ay 研修所
 - az 研修所
 - ba 研修所
 - bb 研修所
 - bc 研修所
 - bd 研修所
 - be 研修所
 - bf 研修所
 - bg 研修所
 - bh 研修所
 - bi 研修所
 - bj 研修所
 - bk 研修所
 - bl 研修所
 - bm 研修所
 - bn 研修所
 - bo 研修所
 - bp 研修所
 - bq 研修所
 - br 研修所
 - bs 研修所
 - bt 研修所
 - bu 研修所
 - bv 研修所
 - bw 研修所
 - bx 研修所
 - by 研修所
 - bz 研修所
 - ca 研修所
 - cb 研修所
 - cc 研修所
 - cd 研修所
 - ce 研修所
 - cf 研修所
 - cg 研修所
 - ch 研修所
 - ci 研修所
 - cj 研修所
 - ck 研修所
 - cl 研修所
 - cm 研修所
 - cn 研修所
 - co 研修所
 - cp 研修所
 - cq 研修所
 - cr 研修所
 - cs 研修所
 - ct 研修所
 - cu 研修所
 - cv 研修所
 - cw 研修所
 - cx 研修所
 - cy 研修所
 - cz 研修所
 - da 研修所
 - db 研修所
 - dc 研修所
 - dd 研修所
 - de 研修所
 - df 研修所
 - dg 研修所
 - dh 研修所
 - di 研修所
 - dj 研修所
 - dk 研修所
 - dl 研修所
 - dm 研修所
 - dn 研修所
 - do 研修所
 - dp 研修所
 - dq 研修所
 - dr 研修所
 - ds 研修所
 - dt 研修所
 - du 研修所
 - dv 研修所
 - dw 研修所
 - dx 研修所
 - dy 研修所
 - dz 研修所
 - ea 研修所
 - eb 研修所
 - ec 研修所
 - ed 研修所
 - ee 研修所
 - ef 研修所
 - eg 研修所
 - eh 研修所
 - ei 研修所
 - ej 研修所
 - ek 研修所
 - el 研修所
 - em 研修所
 - en 研修所
 - eo 研修所
 - ep 研修所
 - eq 研修所
 - er 研修所
 - es 研修所
 - et 研修所
 - eu 研修所
 - ev 研修所
 - ew 研修所
 - ex 研修所
 - ey 研修所
 - ez 研修所
 - fa 研修所
 - fb 研修所
 - fc 研修所
 - fd 研修所
 - fe 研修所
 - ff 研修所
 - fg 研修所
 - fh 研修所
 - fi 研修所
 - fj 研修所
 - fk 研修所
 - fl 研修所
 - fm 研修所
 - fn 研修所
 - fo 研修所
 - fp 研修所
 - fq 研修所
 - fr 研修所
 - fs 研修所
 - ft 研修所
 - fu 研修所
 - fv 研修所
 - fw 研修所
 - fx 研修所
 - fy 研修所
 - fz 研修所
 - ga 研修所
 - gb 研修所
 - gc 研修所
 - gd 研修所
 - ge 研修所
 - gf 研修所
 - gg 研修所
 - gh 研修所
 - gi 研修所
 - gj 研修所
 - gk 研修所
 - gl 研修所
 - gm 研修所
 - gn 研修所
 - go 研修所
 - gp 研修所
 - gq 研修所
 - gr 研修所
 - gs 研修所
 - gt 研修所
 - gu 研修所
 - gv 研修所
 - gw 研修所
 - gx 研修所
 - gy 研修所
 - gz 研修所
 - ha 研修所
 - hb 研修所
 - hc 研修所
 - hd 研修所
 - he 研修所
 - hf 研修所
 - hg 研修所
 - hh 研修所
 - hi 研修所
 - hj 研修所
 - hk 研修所
 - hl 研修所
 - hm 研修所
 - hn 研修所
 - ho 研修所
 - hp 研修所
 - hq 研修所
 - hr 研修所
 - hs 研修所
 - ht 研修所
 - hu 研修所
 - hv 研修所
 - hw 研修所
 - hx 研修所
 - hy 研修所
 - hz 研修所
 - ia 研修所
 - ib 研修所
 - ic 研修所
 - id 研修所
 - ie 研修所
 - if 研修所
 - ig 研修所
 - ih 研修所
 - ii 研修所
 - ij 研修所
 - ik 研修所
 - il 研修所
 - im 研修所
 - in 研修所
 - io 研修所
 - ip 研修所
 - iq 研修所
 - ir 研修所
 - is 研修所
 - it 研修所
 - iu 研修所
 - iv 研修所
 - iw 研修所
 - ix 研修所
 - iy 研修所
 - iz 研修所
 - ja 研修所
 - jb 研修所
 - jc 研修所
 - jd 研修所
 - je 研修所
 - jf 研修所
 - jj 研修所
 - jh 研修所
 - ji 研修所
 - jk 研修所
 - jl 研修所
 - jm 研修所
 - jn 研修所
 - jo 研修所
 - jp 研修所
 - jq 研修所
 - jr 研修所
 - js 研修所
 - jt 研修所
 - ju 研修所
 - jv 研修所
 - jw 研修所
 - jx 研修所
 - jy 研修所
 - jz 研修所
 - ka 研修所
 - kb 研修所
 - kc 研修所
 - kd 研修所
 - ke 研修所
 - kf 研修所
 - kg 研修所
 - kh 研修所
 - ki 研修所
 - kj 研修所
 - kk 研修所
 - kl 研修所
 - km 研修所
 - kn 研修所
 - ko 研修所
 - kp 研修所
 - kq 研修所
 - kr 研修所
 - ks 研修所
 - kt 研修所
 - ku 研修所
 - kv 研修所
 - kw 研修所
 - kx 研修所
 - ky 研修所
 - kz 研修所
 - la 研修所
 - lb 研修所
 - lc 研修所
 - ld 研修所
 - le 研修所
 - lf 研修所
 - lg 研修所
 - lh 研修所
 - li 研修所
 - lj 研修所
 - lk 研修所
 - ll 研修所
 - lm 研修所
 - ln 研修所
 - lo 研修所
 - lp 研修所
 - lq 研修所
 - lr 研修所
 - ls 研修所
 - lt 研修所
 - lu 研修所
 - lv 研修所
 - lw 研修所
 - lx 研修所
 - ly 研修所
 - lz 研修所
 - ma 研修所
 - mb 研修所
 - mc 研修所
 - md 研修所
 - me 研修所
 - mf 研修所
 - mg 研修所
 - mh 研修所
 - mi 研修所
 - mj 研修所
 - mk 研修所
 - ml 研修所
 - mm 研修所
 - mn 研修所
 - mo 研修所
 - mp 研修所
 - mq 研修所
 - mr 研修所
 - ms 研修所
 - mt 研修所
 - mu 研修所
 - mv 研修所
 - mw 研修所
 - mx 研修所
 - my 研修所
 - mz 研修所
 - na 研修所
 - nb 研修所
 - nc 研修所
 - nd 研修所
 - ne 研修所
 - nf 研修所
 - ng 研修所
 - nh 研修所
 - ni 研修所
 - nj 研修所
 - nk 研修所
 - nl 研修所
 - nm 研修所
 - nn 研修所
 - no 研修所
 - np 研修所
 - nq 研修所
 - nr 研修所
 - ns 研修所
 - nt 研修所
 - nu 研修所
 - nv 研修所
 - nw 研修所
 - nx 研修所
 - ny 研修所
 - nz 研修所
 - oa 研修所
 - ob 研修所
 - oc 研修所
 - od 研修所
 - oe 研修所
 - of 研修所
 - og 研修所
 - oh 研修所
 - oi 研修所
 - oj 研修所
 - ok 研修所
 - ol 研修所
 - om 研修所
 - on 研修所
 - oo 研修所
 - op 研修所
 - oq 研修所
 - or 研修所
 - os 研修所
 - ot 研修所
 - ou 研修所
 - ov 研修所
 - ow 研修所
 - ox 研修所
 - oy 研修所
 - oz 研修所
 - pa 研修所
 - pb 研修所
 - pc 研修所
 - pd 研修所
 - pe 研修所
 - pf 研修所
 - pg 研修所
 - ph 研修所
 - pi 研修所
 - pj 研修所
 - pk 研修所
 - pl 研修所
 - pm 研修所
 - pn 研修所
 - po 研修所
 - pp 研修所
 - pq 研修所
 - pr 研修所
 - ps 研修所
 - pt 研修所
 - pu 研修所
 - pv 研修所
 - pw 研修所
 - px 研修所
 - py 研修所
 - pz 研修所
 - qa 研修所
 - qb 研修所
 - qc 研修所
 - qd 研修所
 - qe 研修所
 - qf 研修所
 - qg 研修所
 - qh 研修所
 - qi 研修所
 - qj 研修所
 - qk 研修所
 - ql 研修所
 - qm 研修所
 - qn 研修所
 - qo 研修所
 - qp 研修所
 - qq 研修所
 - qr 研修所
 - qs 研修所
 - qt 研修所
 - qu 研修所
 - qv 研修所
 - qw 研修所
 - qx 研修所
 - qy 研修所
 - qz 研修所
 - ra 研修所
 - rb 研修所
 - rc 研修所
 - rd 研修所
 - re 研修所
 - rf 研修所
 - rg 研修所
 - rh 研修所
 - ri 研修所
 - rj 研修所
 - rk 研修所
 - rl 研修所
 - rm 研修所
 - rn 研修所
 - ro 研修所
 - rp 研修所
 - rq 研修所
 - rr 研修所
 - rs 研修所
 - rt 研修所
 - ru 研修所
 - rv 研修所
 - rw 研修所
 - rx 研修所
 - ry 研修所
 - rz 研修所
 - sa 研修所
 - sb 研修所
 - sc 研修所
 - sd 研修所
 - se 研修所
 - sf 研修所
 - sg 研修所
 - sh 研修所
 - si 研修所
 - sj 研修所
 - sk 研修所
 - sl 研修所
 - sm 研修所
 - sn 研修所
 - so 研修所
 - sp 研修所
 - sq 研修所
 - sr 研修所
 - ss 研修所
 - st 研修所
 - su 研修所
 - sv 研修所
 - sw 研修所
 - sx 研修所
 - sy 研修所
 - sz 研修所
 - ta 研修所
 - tb 研修所
 - tc 研修所
 - td 研修所
 - te 研修所
 - tf 研修所
 - tg 研修所
 - th 研修所
 - ti 研修所
 - tj 研修所
 - tk 研修所
 - tl 研修所
 - tm 研修所
 - tn 研修所
 - to 研修所
 - tp 研修所
 - tq 研修所
 - tr 研修所
 - ts 研修所
 - tt 研修所
 - tu 研修所
 - tv 研修所
 - tw 研修所
 - tx 研修所
 - ty 研修所
 - tz 研修所
 - ua 研修所
 - ub 研修所
 - uc 研修所
 - ud 研修所
 - ue 研修所
 - uf 研修所
 - ug 研修所
 - uh 研修所
 - ui 研修所
 - uj 研修所
 - uk 研修所
 - ul 研修所
 - um 研修所
 - un 研修所
 - uo 研修所
 - up 研修所
 - uq 研修所
 - ur 研修所
 - us 研修所
 - ut 研修所
 - uu 研修所
 - uv 研修所
 - uw 研修所
 - ux 研修所
 - uy 研修所
 - uz 研修所
 - va 研修所
 - vb 研修所
 - vc 研修所
 - vd 研修所
 - ve 研修所
 - vf 研修所
 - vg 研修所
 - vh 研修所
 - vi 研修所
 - vj 研修所
 - vk 研修所
 - vl 研修所
 - vm 研修所
 - vn 研修所
 - vo 研修所
 - vp 研修所
 - vq 研修所
 - vr 研修所
 - vs 研修所
 - vt 研修所
 - vu 研修所
 - vv 研修所
 - vw 研修所
 - vx 研修所
 - vy 研修所
 - vz 研修所
 - wa 研修所
 - wb 研修所
 - wc 研修所
 - wd 研修所
 - we 研修所
 - wf 研修所
 - wg 研修所
 - wh 研修所
 - wi 研修所
 - wj 研修所
 - wk 研修所
 - wl 研修所
 - wm 研修所
 - wn 研修所
 - wo 研修所
 - wp 研修所
 - wq 研修所
 - wr 研修所
 - ws 研修所
 - wt 研修所
 - wu 研修所
 - wv 研修所
 - ww 研修所
 - wx 研修所
 - wy 研修所
 - wz 研修所
 - xa 研修所
 - xb 研修所
 - xc 研修所
 - xd 研修所
 - xe 研修所
 - xf 研修所
 - xg 研修所
 - xh 研修所
 - xi 研修所
 - xj 研修所
 - xk 研修所
 - xl 研修所
 - xm 研修所
 - xn 研修所
 - xo 研修所
 - xp 研修所
 - xq 研修所
 - xr 研修所
 - xs 研修所
 - xt 研修所
 - xu 研修所
 - xv 研修所
 - xw 研修所
 - xx 研修所
 - xy 研修所
 - xz 研修所
 - ya 研修所
 - yb 研修所
 - yc 研修所
 - yd 研修所
 - ye 研修所
 - yf 研修所
 - yg 研修所
 - yh 研修所
 - yi 研修所
 - yj 研修所
 - yk 研修所
 - yl 研修所
 - ym 研修所
 - yn 研修所
 - yo 研修所
 - yp 研修所
 - yq 研修所
 - yr 研修所
 - ys 研修所
 - yt 研修所
 - yu 研修所
 - yv 研修所
 - yw 研修所
 - yx 研修所
 - yy 研修所
 - yz 研修所
 - za 研修所
 - zb 研修所
 - zc 研修所
 - zd 研修所
 - ze 研修所
 - zf 研修所
 - zg 研修所
 - zh 研修所
 - zi 研修所
 - zj 研修所
 - zk 研修所
 - zl 研修所
 - zm 研修所
 - zn 研修所
 - zo 研修所
 - zp 研修所
 - zq 研修所
 - zr 研修所
 - zs 研修所
 - zt 研修所
 - zu 研修所
 - zv 研修所
 - zw 研修所
 - zx 研修所
 - zy 研修所
 - zz 研修所

Ⅲ 今後の研修について

1. 今あなたがこの業務をつづけていくうえで次に希望すること5項目に○をつけて下さい。
 - a ヘルパーに専らた現在の業務内容を修正してほしい。
 - b 家事と介護の業務を分離してほしい。
 - c 自分たちの仕事に対してもっと専門の研修がほしい。
 - d ヘルパーの身分、待遇を改善してほしい。
 - e 緊急時の処置に対する研修がほしい。
 - f 緊急一時入居の準備がほしい。
 - g 派遣開始前ヘルパーの仕事内容について家族にやりエントナーションを十分してほしい。
 - h 開始前に障害児(者)の症状や家庭の環境がよくわかる資料を準備してほしい。
 - i 7や8の仕事をする専門家がほしい。
 - j ヘルパーの専門性を高めるようにしてほしい。
 - k 心身障害ヘルパーの連絡をもっとほしい。
 - l 指導中ふりかかっているらるの研修や講習に対する研修を考えるとほしい。
 - m その他

Ⅳ 次の項目についてお答え下さい。

1. 業務上をやんでいること、困ったこと。
 - a 制限上
 - b 無場で
 - c 障害児(者)を扱う上で
2. 仕事の上でよくとればる困難
 - a 制限上
 - b 無場で
 - c 障害児(者)を扱う上で
3. 仕事の上で失敗した経験
 - a 制限上
 - b 無場で
 - c 障害児(者)を扱う上で
4. 今までにこの仕事をやめたいと思ったことがありますか。
 - a あり
 - b 無し
5. 4-aのかわその理由は？
 - a 対象児(者)がだてても手におえない
 - b 仕事にまじりがない
 - c 収入が低い。待遇がよくない
 - d 収入が低い。待遇がよくない
 - e 適切な指導がない
 - f 同僚との間がうまくいかない。
 - g 対象児(者)の家の環境が多すぎる
 - h 業に使用人扱いされる
 - i 病気、出張、その相一身上の都合
 - j その他
6. 今後を続けたいと思いませんか。
 - a はい
 - b いいえ
 - c 分からない
7. 6-aの方その理由は？
 - a 家族が喜ぶから
 - b 対象児(者)に愛化がみられるから
 - c とても立ってあげたいから
 - d 仕事と年金が必要だから
 - e 待遇が改善されたから
 - f 勤務時間が自分にとって好都合だから
 - g その他
8. 何かご意見がありましたらご記入下さい。

どうもありがとうございました。

ホームヘルパー制度を利用したことがないひと、知らなかったひと
 (かつて利用していたが、現在やめているひと)

1. ヘルパーを利用していない理由
- A 申請しただけで断られた
 - B できるが自分分の力でやりたい
 - C 他人が家の中に入ると面倒なので
 - D こどものお断りのしかたがむずかしいので人にはたのめない
 - E ボランティアや知人が手伝ってくれるので困らな
 - F 現在のよりな期間(時間・日数)では助けにならな
 - G ヘルパー制度があることを知らなかつた
 - H その他()
2. お子さんの世話をまもりにしている方が病気になつたり、やむをえぬ外出をする場合、家族の方以外にお子さんをたのめる方がありますか。
- A 家族の会員 D 親の会員 E 家族
 - B 知人 F ボランティア H その他()
 - C お手伝いさん(パート) G ボランティア

3. 今後、ヘルパーを利用するとしたら、あなたは次のどれをお選びいただけますか。該当する項目に○印をつけて下さい。

- A 家事に関すること
- ① 掃除 a 室内 b 屋外 c その他(ガラス拭き、風呂等の掃除など)
 - ② 洗濯 a 衣類 b アイロンかけ c 洗濯の指導
 - ③ 家族の食事 a 準備 b 調理 c 食べ片づけ
 - ④ 買物 a 衣類・よとん b 戸棚・押入れ
 - ⑤ 整理 a 衣類・よとん b 戸棚・押入れ
 - ⑥ 病院へ行くときの手伝い
 - ⑦ くすり取り
 - ⑧ 銀行の用足し、代金など
- 中 留守番
- B お子さんに直接関係すること
- ① 排便の世話 a トイレ使用 b 便器使用 c おむつ d 生理 e その他()
 - ② 食事の世話
 - ③ 入浴 a 風呂に入れる b 湯拭
 - ④ 夜間看護 a 全面介助 b 一部介助
 - ⑤ 身の周りの世話 a 衣類の手入れ b 日光浴・外気浴 c その他()
 - ⑥ しつけ a 食事 b 排泄 c 買物 d 生理
 - ⑦ 訓練 a ことば b 手足・歩行 c マッサージ d その他()
 - ⑧ おそび a 室内 b 戸外
- 中 療育の相手
- C その他()
- ① お子さんの医療・機能訓練について
 - ② お子さんの教育・生活指導について
 - ③ 年度・半当・その間の手続きについて
 - ④ 家族内の問題の相談
 - ⑤ その他()

8. ヘルパーをたのんで困ること、悩むこと。

- a 専門的な知識がないので、ことを安易にまかせられな
 - b あなたが思ったほどには仕事をしてくれない。
 - c 現在のよりな期間(日数・時間)ではあまり助けにならな
 - d こどもの扱い方について意見が合わないことがある
 - e 家族の内情を知らなれなより困るかつう
 - f 他人が家に入ることについて家族の中心に反対している者がいる
 - g 家が狭いので困ることがある
 - h その他()
9. 今利用をやめている方、その理由
- a 学費入学金などのため給費を打ち切られた
 - b 人手がふえなから
 - c 家の構造が回賃したから
 - d こどもの手のかかり具合が変つたから
 - e 助産師がくるよりなから
 - f 毎に立つことがなかつたから
 - g りまくなことなかつたから
 - h その他()

10. 多岐の業にはヘルパー以外に次のような人々が初回してきますか。あれば○印を付けて下さい。

- a 助産師 b 保健師 c ボランティア d 民生委員 e 児童相談所職員
 - f 福祉事務所職員 g 医師 h 訓練士 i 宗教団体の人 j その他()
11. それぞれの人々の応接についてどうですか。
- a いろいろな業種の人と相談できてよい
 - b いろいろな言われ迷うことが多い
 - c 応接するのになれる
 - d 応接するのになれる

12. その他ヘルパー制度について、ご意見・ご不満などご自由に記述下さい。

4. お子さんの医療・訓練・教育などについておたくではどんな対応をとっていらっしゃいますか

a 医療

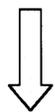
b 訓練

c 教育

5. あなたのお宅に在宅児の訪問による職種は

- a 訪問看護師 b 保健師 c ガンセラピスト d 民生委員 e 児童相談所職員 f 福祉事務所職員 g 医師
- h 訓練士 i 宗教関係の人 j その他() k 誰もこない

6. その他ヘルパー・介護士についてご意見を自由にお書き下さい。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



はじめに

心身障害児の在宅対策は、医療、教育、福祉の三側面からさまざまなアプローチが試みられ、その内容の拡充はめざましいものがある。しかしその発展につれて、従来なかった新たな問題が提起されつつある。とりわけ訪問指導(あるいは訪問による家庭援助)には検討すべきことがら山積している。即ち、福祉サイドからは社会福祉主事、児童福祉司、精神薄弱者福祉司、身体障害者福祉司、民生委員、家庭奉仕員等が訪問し必要なサービスを行っており、また、医療サイドからは保健婦等の指導があり、教育サイドからは訪問教師の派遣がある。さらにこれらの領域にとらわれないボランティア活動もある。